

令和7年度 守山市放課後児童健全育成事業 児童クラブ入所案内

◆集中申込期間◆

一次募集期間

令和6年11月11日（月）～令和6年11月22日（金）

（平日）午後1時～午後6時 （土曜日）午前9時～午後5時

※ 日曜日は受付を行いません。

二次募集期間

※一次募集での入所決定後、定員に空きがある児童クラブのみ実施

令和7年1月14日（火）～令和7年1月22日（水）

（平日）午後1時～午後6時

※ 土・日曜日は受付を行いません。

◆受付場所◆

各児童クラブ（河西スポキッズ児童クラブ分は吉身スポキッズ児童クラブで受付）

◆注意◆

- ・令和7年度に利用を希望される通年・季節・年度途中すべての方の受付を行います。
- ・現在児童クラブを利用している方であっても、継続した利用を希望する場合は、毎年申請が必要です。
- ・一次募集期間中にお申込みされた方が優先されます。

《問い合わせ先》

守山市吉身二丁目5番22号

守山市こども家庭部こども政策課

TEL：584-5925 FAX：582-1138

mail：kodomoseisaku@city.moriyama.lg.jp

または各児童クラブへ（9ページ）



目 次

1	児童クラブの概要	
1	放課後児童クラブとは	1
2	対象となる児童	1
3	利用資格	1
4	開所時間	2
5	延長時間	2
6	休所日	2
7	通所の区分	2
8	利用料	2
9	間食費（おやつ代）	2
10	利用料の減免	3
11	その他	3
2	入所登録等の手続き	
1	集中申込期間について	4
2	受付場所	4
3	申込時に必要なもの	4
4	注意事項	5
3	入所・変更・退所の申込みの提出期限について	6
4	入所までの流れ	7
5	指定管理者・運営者一覧	7
6	児童クラブ位置図	8
7	守山市内児童クラブ一覧表	9



1 児童クラブの概要

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全育成を図るための施設です。

守山市では、公立の児童クラブ 10 か所、民間の児童クラブ 10 か所、合計 20 か所（9ページ参照）の児童クラブを開設しています。

2 対象となる児童

児童クラブを利用できる児童は、以下の事由のすべてに該当する必要があります。

- (1)本市に住所を有すること。
- (2)小学校等に就学していること。
- (3)保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。
- (4)疾病等のため集団での保育が不可能または著しく困難な状態にないこと。
- (5)医療行為が必要でないこと。
- (6)小学校等から児童クラブまで通所可能であること。

※ ただし、すべての事由に該当している場合でも、定員を超える入所申込みがあった場合に限り、1～3年生の児童の入所を優先的に扱うものとします。

3 利用資格

児童クラブの利用を希望する児童のすべての保護者が、以下の事由のいずれかにより家庭において保育することが困難であると認められる必要があります。

- (1)昼間労働することを常態としていること。
- (2)妊娠中であり、または出産後8週間を経過しないこと。
- (3)疾病にかかり、もしくは負傷し、または身体に障害を有していること。
- (4)同居の親族を常時介護していること。
- (5)火災等の災害に罹り、その復旧に当たっていること。

※ (1)について、「昼間労働」とは、児童クラブが開所している時間帯において、1日概ね4時間以上就労状態にあること、「常態」とは、年間を通して週4日以上継続して就労状態にあることとしています。

例：（小学校授業日の場合）午後1時から午後6時までの間で4時間以上、週4日以上の上就労が必要。

※ 育児休業期間中および求職期間中は「就労状態」には該当しません。



4 開所時間

小学校授業日 午後1時～午後6時

小学校休業日 午前8時30分～午後6時



5 延長時間

小学校授業日 午後6時～午後7時（有料）

小学校休業日 午前8時～午前8時30分（無料）、午後6時～午後7時（有料）

※ 詳細については、各児童クラブにお問合せください。

6 休所日

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- ・暴風警報・特別警報発令時または台風接近時等で、小学校が休校になった場合
- ・感染症流行時において、学級閉鎖の対象となったクラス等に在籍する児童については、お預かりできませんので、ご了承ください。
- ・その他、緊急時や災害発生時等、個々の事案ごとに判断し、休所する場合があります。

7 通所の区分

通年通所

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの年間を通した利用です。年度途中における通所登録にあっては、申請月の翌々月から令和8年3月31日までとなります。

季節通所

令和7年度中の、小学校の長期休み（学年始休業（4月）、夏季休業（7月・8月）、冬季休業（12月・1月）、学年末休業（3月））期間中のみの利用です。

8 利用料

通年通所 児童1人につき、月額10,000円（8月のみ 月額13,000円）

季節通所 児童1人につき、月額5,000円（8月のみ 月額13,000円）

※ 利用料は、児童クラブを利用していない場合であっても、登録されている限り発生します。

※ 欠席等の日割り計算はいたしません。

※ 退所については、通所登録抹消申出書の提出が提出期限を過ぎた場合は、翌月分の利用料が発生しますのでご注意ください（6ページの表、参照）。

9 間食費（おやつ代）

通年通所 児童1人につき、月額2,000円

季節通所 児童1人につき、月額1,000円（8月のみ 月額2,000円）

10 利用料の減免

下表の要件に該当する場合は、申請により利用料を減額または免除いたします。

	要件	免除等の内容
(1)	保護者が生活保護法の規定により保護を受けているとき 保護者の令和5年1月～令和5年12月までの所得である令和6年度市民税が均等割・所得割ともに非課税である（市民税がかかっていない）とき ^{※1}	免除
(2)	児童および保護者がひとり親家庭等に属する者であるとき ^{※2}	児童1人につき 月額 2,500 円減額 （季節通所 月額 1,250 円減額）
(3)	児童が兄弟姉妹で2人以上児童クラブに通所登録しているとき	最年少児童以外 月額 2,500 円減額 （季節通所 月額 1,250 円減額）
(4)	児童が負傷または疾病により月の全日にわたって欠席したとき（欠席届提出要）	当該月分を免除

※1 令和6年1月2日以降に転入された方については、転出元において非課税証明書を取得し、その写しを提出してください。また、外国へ単身赴任等で市民税が非課税の場合は、所得等の分かる書類を提出してください。

※2 児童扶養手当等の認定状況に応じて審査をします。認定を受けていない方については、対象になりません。

※ 年度途中の申請の場合は、申請月の翌月より適用します。

11 その他

(1) 通所および帰宅時の注意事項

○児童の安全を考慮し、帰宅時は原則、保護者等によるお迎えをお願いします。やむを得ず迎えに行くことが困難な場合は、ファミリー・サポート・センター【問い合わせ先：守山市社会福祉協議会 TEL：077-582-2220】を活用するなどして、児童だけの帰宅は行わないでください。

○長期休業期間中の通所についても、児童だけでの通所は行わないでください。必ず保護者等が付き添い、児童クラブ職員へ引渡しをお願いします。

○児童クラブから各種習い事教室へ、または習い事教室から児童クラブへは、児童のみでの行き来はせず、必ず大人が同伴してください。

○送迎につきましては、徒歩または自転車の利用を遵守いただきますようお願いいたします。特別な事情により自家用車で送迎をされる際は、ご自身で駐車場を確保するなどして、路上駐車はしないでください。市および児童クラブに路上駐車に対する苦情がきています。

(2) 児童クラブは、多くの児童が活動しております。児童を見守り、安全を確保する必要があることから、各ご家庭の事情すべてにお応えすることは出来かねますので、予めご了承ください。

- (3) 児童クラブでは、宿題を行う時間を設けることはありますが、宿題をするかどうかは児童にお任せしています。また、塾ではありませんので、勉強を教えることはありません。内容の確認は各ご家庭で行ってください。
- (4) 児童クラブにおける自主活動事業（野外活動など）の実施や保護者会活動等のため、別に負担金を徴収される場合があります。
- (5) 通所する児童および保護者等が児童クラブの秩序を乱すなど、管理運営に支障をきたすと認められるとき、または保護者が利用料を3か月以上滞納したときは、通所登録を抹消し、退所いただくことがあります。
- (6) 利用料を滞納している場合は、新年度の入所をお断りすることがあります。



2 入所登録等の手続き

1 集中申込期間について

一次募集期間

令和6年11月11日（月）～令和6年11月22日（金）

（平日）午後1時～午後6時 （土曜日）午前9時～午後5時

※ 日曜日の受付は行いません。

※ 季節通所希望、年度途中入所希望の方も一次募集期間中にお申込みください。

二次募集期間

令和7年1月14日（火）～令和7年1月22日（水）

（平日）午後1時～午後6時

※ 土・日曜日の受付は行いません。

※ 二次募集の受付は、空きがある児童クラブのみです。各児童クラブの空き状況については、一次募集での入所決定以降（12月末ごろ）、市のホームページでご確認ください。その他の場合は、随時受付となります。

2 受付場所

入所を希望される児童クラブ（9ページ参照）へ直接お申込みください。

※ 河西スポキッズ児童クラブについては、吉身スポキッズ児童クラブへ提出してください。

3 申込時に必要なもの

- (1) 通所登録申請書 児童1人につき1枚（様式第1号）
- (2) 利用資格を証明する書類※¹



事由	利用資格を証明する書類
就労の場合	就労証明書（様式2号）※原本に限る（発行から3か月以内のもの）
自営業事業主の場合	就労証明書（様式2号）および所得税の確定申告書 ※事業開始後間もない等の理由で確定申告をされていない場合は、開業届または事業の概要がわかる書類
妊娠・出産の場合※2	母子手帳のコピー（母の名前と出産予定日または出生日がわかる部分）
疾病・障害の場合	病名・病気の程度（保育ができないこと）が明記された診断書の写し、身体障害者手帳の写し等
介護・看護の場合	介護等を要する方の診断書の写し（病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの）、介護保険証・障害者手帳等の写し等
り災の場合	り災証明等、災害にり災した状況がわかるもの
その他の場合	家庭での保育が困難な状態等がわかるもの ※就労を目的とした就学により通所を希望される場合は、在学または入学証明書および期間・受講時間がわかる書類

※1 児童2人以上の申込みの場合は、最年少児童の申請書に各種証明書類を添付してください。

※2 妊娠中の方は出産後、速やかに母子手帳のコピー（母の名前と出生日のわかる部分）を提出してください。

4 注意事項

- (1) 原則、通学している小学校区内の児童クラブへ申込みをしてください。
- (2) 同時に2つ以上の児童クラブに申込みを行うことはできません。
- (3) 現在児童クラブを利用している方であっても、継続した利用を希望する場合は、毎年申請が必要です。
- (4) 申込みができるのは守山市に住民登録がある児童です。ただし、転入予定の場合は、入所前月末までに転入することが確認できる書類を添付の上、転入予定で申込みができます。
- (5) 申請書、各種証明書類に虚偽があった場合は、退所となる場合があります。
- (6) 利用資格等に変更があった場合は、必要書類を各児童クラブへ速やかに提出してください。
- (7) 定員を超える入所申込みがあった場合は、低学年の申込者を優先させていただきます。また、同一学年内で定員を超えることとなった場合は、当該学年内で抽選により入所者を決定する予定ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- (8) 今年度から、二次募集期間を設けました。一次募集期間終了後に、定員に空きがある児童クラブのみ、二次募集の受付を行います。各児童クラブの空き状況については、一次募集での入所決定以降（12月末ごろ）、市のホームページに掲載予定です。なお、二次募集期間に定員を超える申込みがあった場合は、二次募集期間中に申込みされた方の中で、低学年の方を優先的に入所決定いたします。

3 入所・変更・退所の申込みの提出期限について

各種申込みには下表をご確認いただき、提出期限内に必要な書類を提出してください。

事由	提出期限	必要書類
4月1日入所 季節入所 年度途中入所	集中申込期間 一次募集期間 令和6年11月11日（月）～令和6年11月22日（金） 二次募集期間 令和7年1月14日（火）～令和7年1月22日（水） ※一次募集期間終了後に、空きのある児童クラブのみ受け入れ	通所登録申請書 各種証明書類
集中申込期間以降に申込みの場合は、以下のとおりです。 ただし、定員に空きがない場合は入所いただくことができませんので、ご了承ください。		
季節入所 （4、7、8、12、 1、3月のみ）	各前々月の末日 例：7月入所 → 令和7年5月31日〆切	通所登録申請書 各種証明書類
年度途中入所 （各月1日入所）	前々月の末日 例：4月1日入所 → 令和7年2月28日〆切 例：9月1日入所 → 令和7年7月31日〆切	通所登録申請書 各種証明書類
通年→季節 （変更）	通年通所終了日の前月の末日まで 例：5月末まで通年通所、6月は通所せず7月から季節通所 → 令和7年4月30日〆切	変更申出書 （各種証明書類）
季節→通年 （変更）	通年通所開始日の前々月の末日 例：4月は季節通所、5月から通年通所 → 令和7年3月31日〆切	変更申出書 （各種証明書類）
退所	通所終了日の前月の末日まで 例：9月末まで通所、10月から通所せず → 令和7年8月29日〆切（末日が日曜日のため）	通所登録抹消申 出書

※ 提出期限が休所日の場合は、その前の平日が期限となります。

※ 退所については、書類の提出期限を過ぎると翌月分の利用料、間食費が発生しますので、十分ご注意ください。



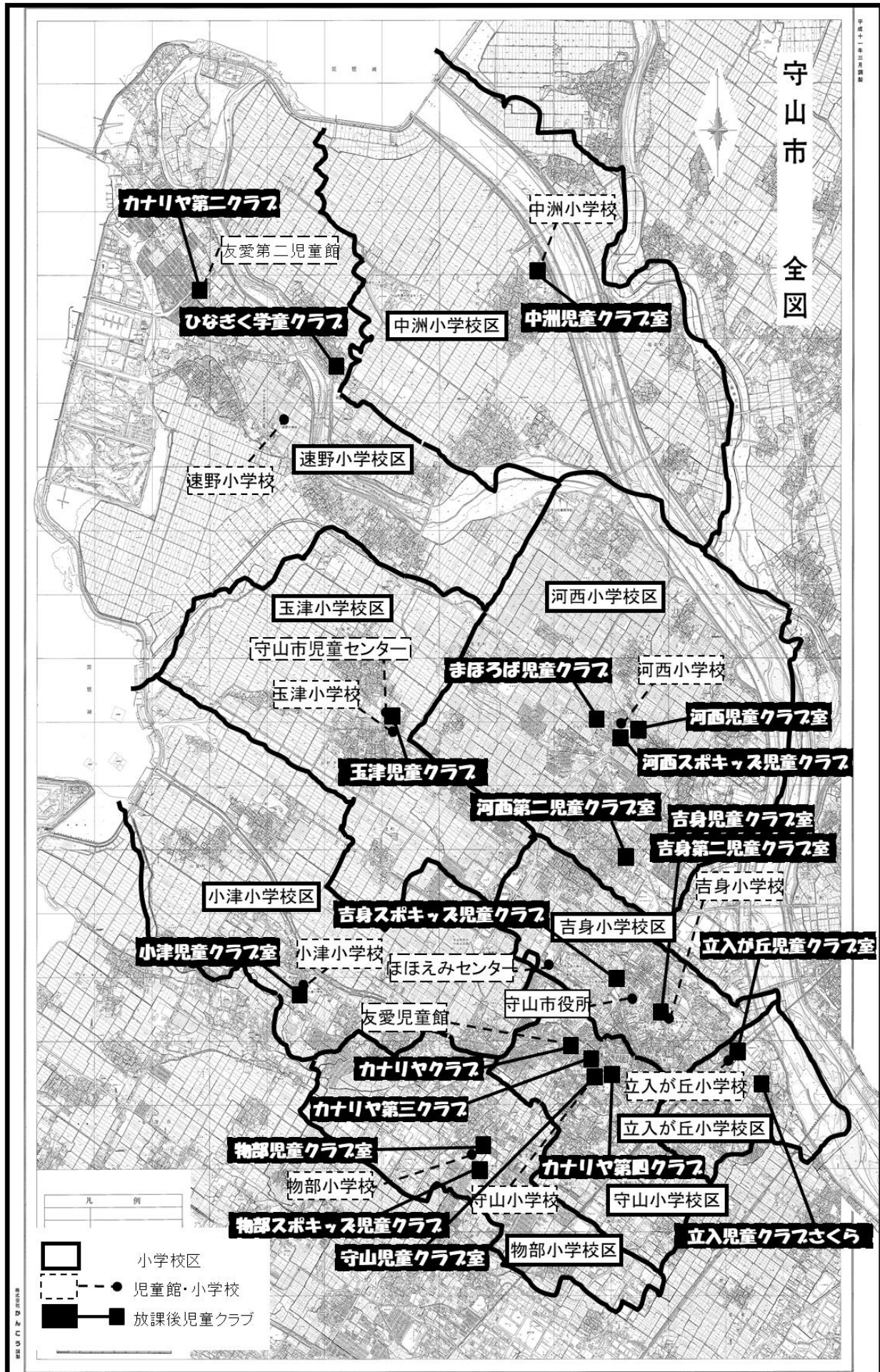
4 入所までの流れ

項目	手続きフロー
入所登録の申請	保護者 ⇒ 児童クラブ
入所登録の決定通知 (一次募集期間申込者：12 月末) (二次募集期間申込者：2月上旬)	児童クラブ ⇒ 保護者
利用料の減免申請	保護者 ⇒ 児童クラブ
利用料の減免決定通知	児童クラブ ⇒ 保護者
入所説明会、入所前手続き書類の提出	各児童クラブ
児童クラブ入所（4月～）	児童の通所

5 指定管理者・運営者一覧

施設名	運営者	連絡先
守山児童クラブ室（指定管理）	社会福祉法人友愛	電話：077-583-3243 住所：守山市守山二丁目 1-23
立入が丘児童クラブ室（指定管理）		
カナリヤクラブ		
カナリヤ第二クラブ		
カナリヤ第三クラブ		
カナリヤ第四クラブ		
物部児童クラブ室（指定管理）	社会福祉法人洛和福社会	電話：075-593-4050 住所：京都市伏見区桃山町大島 38-528
物部スポキッズ児童クラブ	特定非営利活動法人 スポキッズ	電話：0957-47-8429 住所：長崎県諫早市城見町 3-16
吉身児童クラブ室（指定管理）		
吉身第二児童クラブ室（指定管理）		
吉身スポキッズ児童クラブ		
河西スポキッズ児童クラブ 【令和7年4月開所予定】		
立入児童クラブさくら	一般社団法人近江のてんびん	電話：077-599-0380 住所：東近江市五個荘竜田町字位田 357
小津児童クラブ室（指定管理）	一般財団法人滋賀YMCA	電話：0748-33-2420 住所：近江八幡市鷹飼町 537 番地 3 号
玉津児童クラブ室（指定管理）		
河西児童クラブ室（指定管理）	社会福祉法人ご縁会	電話：077-561-4575 住所：草津市青地町 1248-4
河西第二児童クラブ室（指定管理）		
まほろば児童クラブ	特定非営利活動法人 リエゾンオフィス	電話：077-514-1887 住所：守山市今市町 12-1
ひなぎく学童クラブ	社会福祉法人むつみ会	電話：077-585-1177 住所：守山市今浜町 20 番地
中洲児童クラブ室		

6 児童クラブ位置図



守山市内児童クラブ一覧表

小学校区	名称 (通称名)	住所	電話	定員	運営者等情報
			施設の位置および状況		
守山	(公設) 守山児童クラブ室	勝部一丁目13-1	584-5322	38人	社会福祉法人友愛 (指定管理)
			守山小学校敷地に隣接の専用施設		
	カナリヤクラブ	守山二丁目1-23	583-3243	—	社会福祉法人友愛
			カナリヤ保育園に併設の友愛児童館内		
	カナリヤ第三クラブ	守山二丁目2-3	581-8777	100人	社会福祉法人友愛
物部	カナリヤ第四クラブ	梅田町5-1 藤和ハイタウン守山201	558-7222	60人	社会福祉法人友愛
			カナリヤ保育園分園に併設の専用施設		
	(公設) 物部児童クラブ室 (わいわいクラブ)	二町町236-1	583-9927	140人	社会福祉法人洛和福祉会 (指定管理)
			物部小学校敷地内の専用施設		
	物部スポキッズ児童クラブ	二町町224-1 アルカディア二町1-A・B	080-4684-9373	40人	特定非営利活動法人 スポキッズ
吉身			物部小学校近隣の専用施設		
	(公設) 吉身児童クラブ室 (めだかクラブ)	吉身三丁目2-1	583-6272	130人	特定非営利活動法人 スポキッズ (指定管理)
			吉身小学校敷地に隣接の専用施設		
	(公設) 吉身第二児童クラブ室	吉身三丁目3-8	583-6633	35人	特定非営利活動法人 スポキッズ (指定管理)
			吉身小学校近隣の専用施設		
立入が丘	吉身スポキッズ児童クラブ	守山四丁目13-7 南喜ビル203号室	070-1482-8942	34人	特定非営利活動法人 スポキッズ
			すこやか通り沿いの専用施設		
	(公設) 立入が丘児童クラブ室 (あめんぼクラブ)	立入町216	581-0145	130人	社会福祉法人友愛 (指定管理)
			立入が丘小学校敷地内の専用施設		
	立入児童クラブさくら	立入町110-2	599-0380	40人	一般社団法人近江のてんびん
小津			東福寺敷地内の専用施設		
	(公設) 小津児童クラブ室 (つくしんぼクラブ)	欲賀町853	585-1967	90人	一般財団法人滋賀YMCA (指定管理)
			小津小学校敷地内 (体育館横) の専用施設		
	玉津児童クラブ室 (ひばりクラブ)	矢島町316-1	585-3174	80人	一般財団法人滋賀YMCA (指定管理)
			地域総合センターに隣接の専用施設		
河西	(公設) 河西児童クラブ室 (たんぼぼクラブ)	小島町1843	581-1755	140人	社会福祉法人ご縁会 (指定管理)
			河西小学校敷地内の専用施設		
	(公設) 河西第二児童クラブ室	播磨田町3034	581-1755 ※河西児童クラブ室	50人	社会福祉法人ご縁会 (指定管理)
			モリーブ近隣の専用施設		
	まほろば児童クラブ	今市町12-1	514-1887	40人	特定非営利活動法人 リエゾンオフィス
速野			河西小学校近隣の専用施設		
	河西スポキッズ児童クラブ 【令和7年4月開所予定】	小島町1769-1	070-1482-8942 (吉身スポキッズ児童クラブ)	80人	特定非営利活動法人 スポキッズ
			河西小学校近隣の専用施設		
	カナリヤ第二クラブ	水保町1154-2	585-5491	—	社会福祉法人友愛
			友愛第二児童館内		
速野・中洲	ひなぎく学童クラブ(1、2)	今浜町20	585-1177	—	社会福祉法人むつみ会
	(※ひなぎく学童クラブ1、2とも同一施設)		ひなぎくこども園に併設の専用施設		
中洲	(公設) 中洲児童クラブ室	幸津川町1406	585-2730	40人	社会福祉法人むつみ会
			中洲小学校普通教室		

※河西スポキッズ児童クラブについては、開所までの間、吉身スポキッズ児童クラブにて問い合わせ窓口を設置しています。